

令和 7 年 1 1 月 1 1 日
高 齢 福 祉 部
介護予防・地域支援課

第 3 期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定に向けた検討の開始について

1 主旨

第 3 期世田谷区認知症とともに生きる希望計画（令和 9 年度～令和 11 年度）の策定に向けた検討を開始する。認知症に関する施策は、認知症の本人発信・社会参加や意思決定支援の機会の確保、早期発見・早期対応の推進、バリアフリー化など、課題が多岐に渡ることから、横断的な検討を行う。

2 第 3 期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定に向けた検討について（概要） 別紙のとおり

第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の 策定に向けた検討について（概要）



高齢福祉部

- I 希望計画の位置付けと目的、基本計画等との整合
- II 認知症とともに生きる希望条例の基本理念等
- III 第2期希望計画で目指す将来像、評価指標
- IV 第3期希望計画策定に向けた区の視点
- V 計画策定スケジュール（案）

I 希望計画の位置付けと目的、基本計画等との整合

▶ 希望計画の位置付け

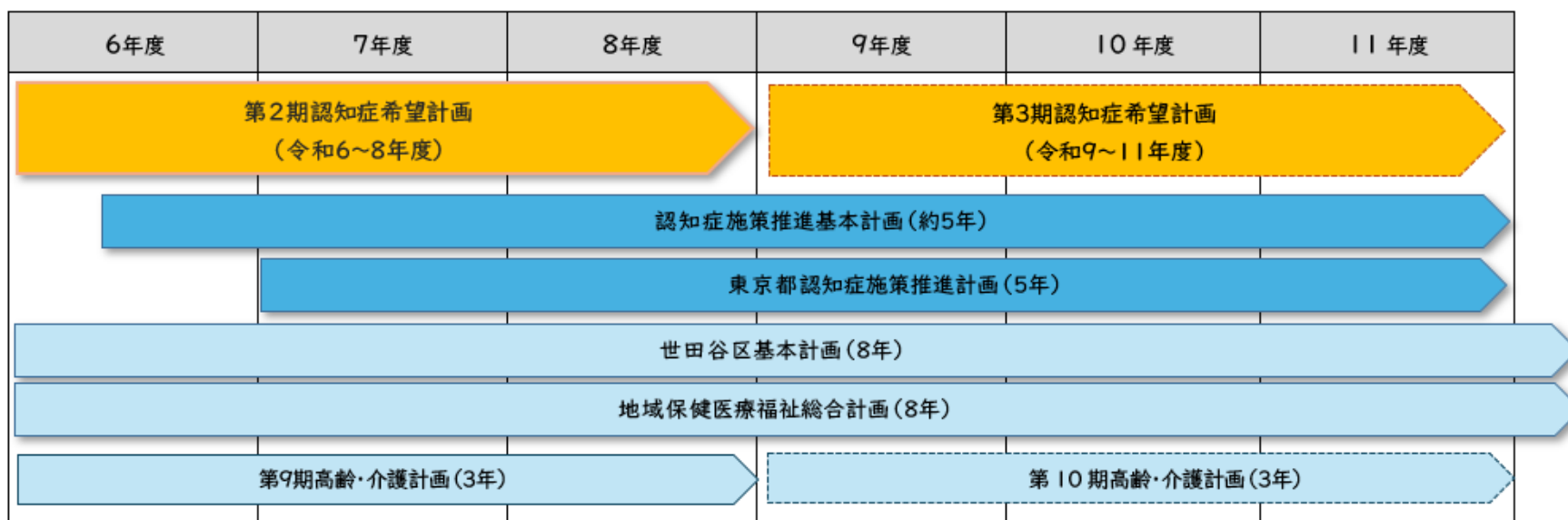
- ・世田谷区認知症とともに生きる希望条例の推進計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に定める「市町村認知症施策推進計画」
- ・計画期間は3年間

▶ 希望計画の目的

- ・世田谷区認知症とともに生きる希望条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現を目指し、区としての中長期の構想のもと、認知症施策を総合的に推進するため。

▶ 基本計画等との整合

- ・国の認知症施策推進基本計画や東京都認知症施策推進計画、また、世田谷区基本計画や地域保健医療福祉総合計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の主要な計画と整合を図る。



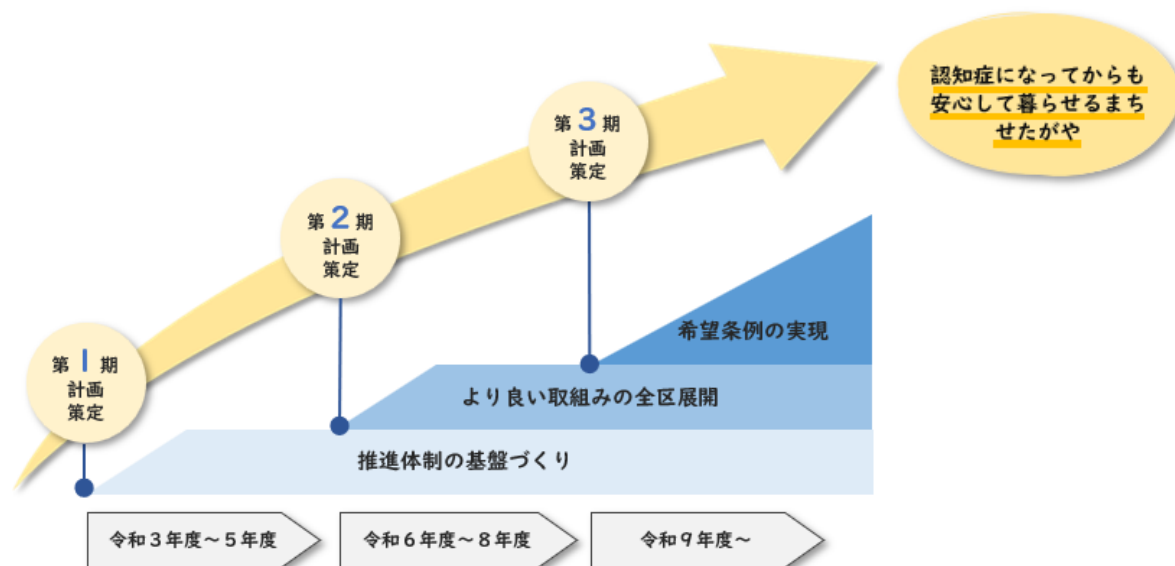
Ⅱ 認知症とともに生きる希望条例の基本理念等

▶ 条例の基本理念（条例第3条）

- ・本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- ・区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

▶ 計画の進め方

- ・条例の基本理念を踏まえ、第1期及び第2期計画の内容を引き継ぎながら、希望条例に掲げる地域共生社会の実現に向け、認知症施策を段階的・持続発展的に進める。



Ⅲ 第2期希望計画で目指す将来像、評価指標

将来像

条例の基本理念が広く浸透し、地区のアクションが全区で展開するとともに、
認知症の本人が自らの思いを発信・社会参画しながら、地域でともに希望をもって暮らせるまち

施策展開の 考え方

- ①本人の声を聴き、本人とともに
- ②重点テーマを掲げ、区をあげて
- ③小さく始めて、改善しながら、大きく広げる
- ④多世代・多分野の人たちが参加し、つながりながらともにつくる
- ⑤中・長期的に世田谷の未来像をともに思い描きながら

計画目標と評価指標

計画目標	評価指標	8年度末目標 (令和5年度・計画策定時)	6年度	7年度
条例に掲げる新しい認知症のイメージを持っている人を増やす	条例に掲げる新しい認知症のイメージを持っている人の割合	51.4% (38.2%)	22.8%	20.2% ※1
認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人を増やす	認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人の割合	35.4% (24%)	15.5%	16.2% ※1
本人が参画するアクションチームを全28地区に増やす	本人が参画するアクションチームの結成地区数	全28地区 (14地区)	26地区	26地区 ※2

※1 世田谷区民意識調査2025（令和7年5月実施）

※2 令和7年9月時点

- 新しい認知症のイメージを持っている人を増やす取組みについては、各地区を中心に実施しているアクション講座に加え、小中学校でのアクション講座の実施など、幅広い世代への啓発強化に取り組むとともに、認知症在宅生活サポートセンターのホームページの更なる充実や、医師やケアマネジャー等専門職への周知強化を行うなど、地道な普及啓発活動に継続して取り組んでいく。
- 認知症のある人となない方が共に活動するアクションの中には、地区におけるお祭りブースの運営や居場所づくりなど、地域の多世代交流の場や民間事業者との連携に発展する事例も複数でてきており、認知症の本人が希望をもって暮らせる場は地域で着実に広がっている。

IV 第3期希望計画策定に向けた区の視点

▶ 国の認知症施策推進基本計画における基本的施策

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 研究等の推進等
8. 認知症の予防等

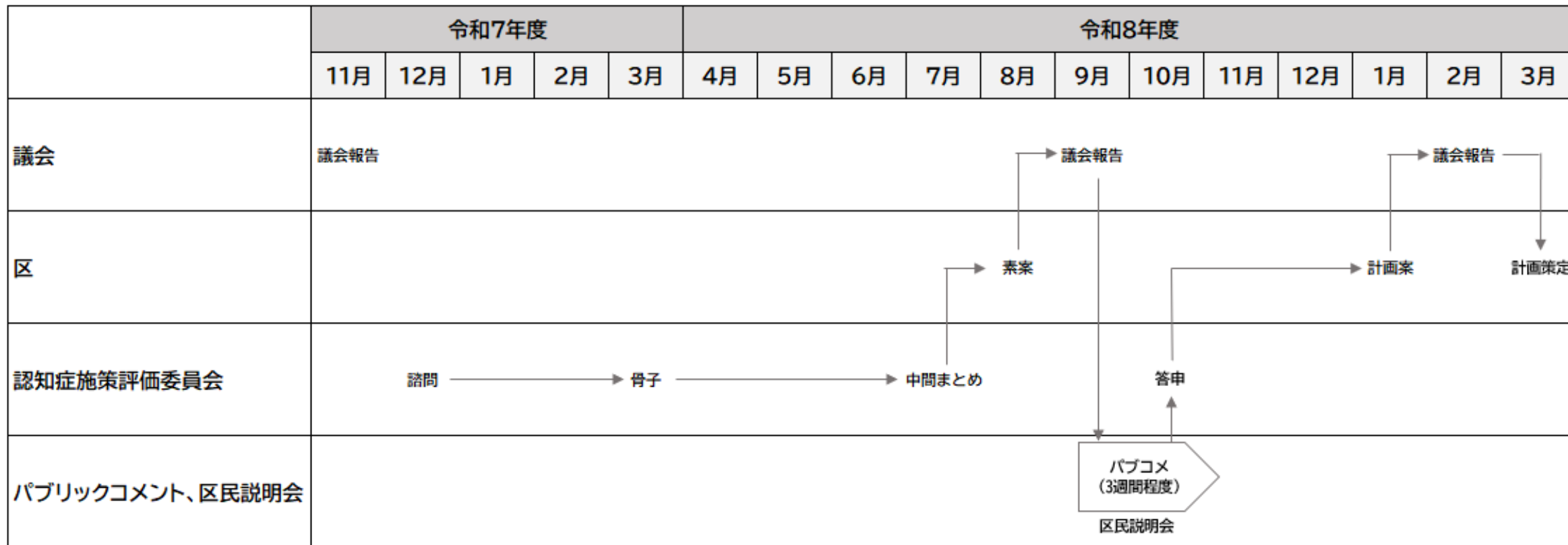
▶ 東京都認知症施策推進計画における基本的施策

1. 認知症のある人に関する都民の理解の増進等
2. 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症のある人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 相談体制の整備等
6. 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援
7. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
8. 研究等の推進等

▶ 第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画策定にあたっての区の視点

1. 認知症の本人発信・社会参加の推進【区の認知症施策の要】
2. 新しい認知症観への理解を深める取組みの推進
3. 認知症への備えの推進
4. 希望と人権を大切にした暮らしやすい地域づくりの推進
5. 認知症ケア等に資するサービス提供体制の拡充

V 計画策定スケジュール（案）



▶ 計画策定に向けた審議について

- ・第3期希望計画策定のため、認知症施策評価委員会に諮問する。
- ・また、関係所管で構成する庁内検討委員会での検討も行う。